(2)　隔離ほ場であることを、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を、正面入口の見やすい所に掲げている。

(3)　隔離ほ場で使用した機械、器具及び靴等を洗浄するための洗場を設置しているとともに、本遺伝子組換えスギの隔離ほ場外への漏出を防止するための設備を排水系統等に設置している。

2　隔離ほ場の作業要領

(1)　適切な除草管理等を行う。

(2)　本遺伝子組換えスギを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該スギが漏出しない構造の容器に入れる。

(3)　(2)により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えスギ及び比較対照の非遺伝子組換えスギの地上部及び株元は、焼却することにより不活化する。

(4)　本遺伝子組換えスギから花粉の飛散の可能性が示唆された場合、当該系統の組換えスギを伐採し、花粉飛散を防止する。また、本遺伝子組換えスギから種子の飛散の可能性が生じた場合、種子飛散を防止するために摘果又は袋掛け等の措置を講じる。

(5)　隔離ほ場で使用した機械、器具及び靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄することにより、意図せずに本遺伝子組換えスギが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。

(6)　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。

(7)　(1)から(6)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。

(8)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字堰入一二七の一、一二三二の一、一二三三の一、一二三五、一二三六の一、一二三六の二、一二三七の一、一二三七の二、一二三九の一、一二三九の二、一二四〇の一、一二四〇の二、一二四一の一、一二四一の二、一二四三、一二四四、一二五三の二、一二五四の一、一二五四の二、字松木山一九八から一二一まで、一二一三、一二一六、一二一七、一二一九の一、字夏和裏山一七八二、一七八三、一七八四の一、一七八四の二、一七九三の二、字夏和西一三五〇、一三五八の二、一三五九の二、字塩畑一一四九の二、一一五〇の二、一一五一の二、一一六八の三まで、一一六八の五、一一六九、一一七一から一一七七まで、一一七九、一一八〇、一一八一の一、一一八一の二、一一八二から一一八五まで、一一八六の一、一一八六の二、一一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字瀬戸川字大木平一三四八三の二、一三五〇四、一三五〇六、一三五一一、一三五一四の一、一三五一四の二、一三五一六、一三五一七、一三五一八の一、一三五一八の二、一三五一一〇の二、一三五二二、一三五二三、一三五二四の一、一三五二四の二、一三五二九、一三五三〇の一、一三五三〇の二、一三五三一の二、一三五三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字ミノケ四七七二、四七七三、字下りと四七七四、四七七五、字向平五一〇二の三、五一〇三の口、五一一二から五一一五まで、五一一八のイ、五一一九、五一二〇、字ソタムネ前平五一二一から五一二四まで、五一二五の口、五一二六から五一二八まで、字直路前平五一二九から五一三一まで、五一三三のイから五一三三のハまで、五一三五の一、五一三五の二、五一三六のイ、五一三六の口、五一三七から五一五〇まで、五一五一の一、五一五一の三、五一五一の四、五一五二の口、字ソダ峯五一五三、五一五四、五一五五の一、五一五五の二、字笹原五九六九から五九七四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字鋳物師八九四九の一、八九四九の一二、八九四九の一三、八九四九の一五、八九四九の一六、八九五二、八九五三のイ、八九五三のロ、八九五四、八九五五の一、八九五五のイ、字又五郎八九七一の一、八九七一の二、字切畑口八九七八、字切畑久保切畑咲大日影乗越九〇一三の二、字皿鉢久保阿弥院窪境久保ヌカ塚九〇四〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）